

2026年3月27日

各位

会社名 株式会社 大林 組
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 佐藤 俊美
(コード:1802、東証プライム)
問合せ先 本社総務部長 西 達郎
(TEL 03 - 5769 - 1017)

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員のうち、一定の要件を満たす管理職（以下、「対象管理職」という。）を対象とする株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下、「E S O P信託」という。）を活用した株式交付制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、E S O P信託による当社株式の取得等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

記

1 E S O P信託導入の目的

当社グループは、持続的成長の方向性として「国内建設事業を中核とし、それ以外の事業で国内建設事業と同等以上の業績を創出する」ことを掲げ、「大林グループ中期経営計画 2022」に基づき、変革の実践を進めています。

こうした取り組みに伴う様々な課題に対応するため、従来の経験年数重視の人事制度を抜本的に再構築することとしました。具体的には、昇進要件の厳格化や職務主体の報酬・役職体系への移行を通じて、管理職層の強化を最優先に進めます。また、建設業の魅力を高める施策として現場勤務、海外勤務や転勤に対するインセンティブの導入、シニア人材の活躍に向けた報酬体系の見直しと柔軟な働き方を整備することにより、従業員エンゲージメントを高め、国内外で多様な人材が最大限能力を発揮できる体制を構築します。

そのうえで、持続的成長に向けた変革を牽引する管理職層には、中長期的な業績や株価への意識を高め、企業価値向上に向けた業務遂行を促すことを目的に、対象管理職に本制度を導入いたします。

2 E S O P信託の概要

(1) 本制度の概要

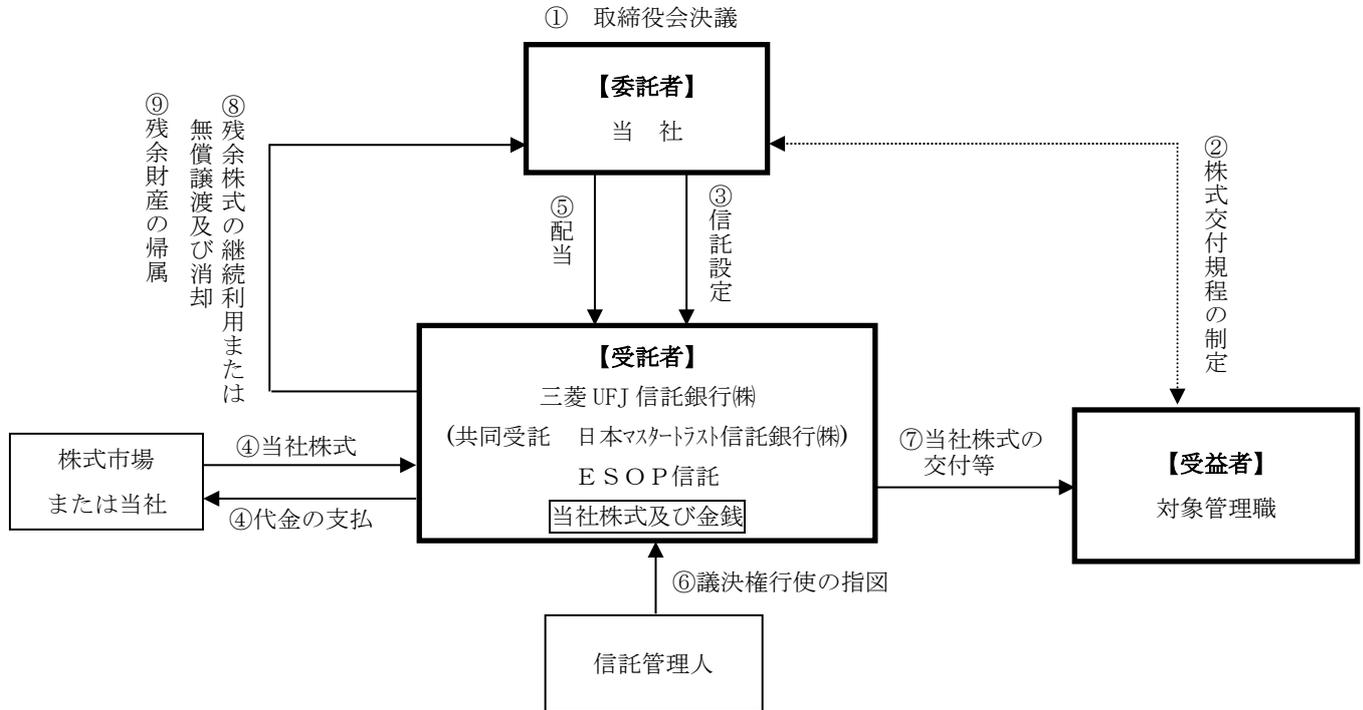
E S O P信託とは、信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社は対象管理職のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき対象管理職に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の当社業績や対象管理職の勤務状況等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付します。当該信託により取得する当社株式の取得資

金は全額当社が拠出するため、対象管理職の負担はありません。

なお、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員への業績連動株式報酬制度として「役員報酬B I P信託」を既に導入済みであり、このたびのE S O P信託導入により、経営層及び対象管理職が一丸となって、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すことが可能となります。

(2) E S O P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して取締役会の決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する対象管理職を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ④ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じて、信託管理人の指図に従い議決権を行使します。
- ⑦ 信託期間中、業績目標達成度等に応じて、従業員に一定のポイント数が付与され、累積します。一定の受益者要件を満たした従業員に対して、退職時に、累計ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、E S O P信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度もしくはこれと同種の株式交付制度としてE S O P信託を継続利用するか、または、E S O P信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、一定の受益者要件を満たす対象管理職に対して分配された後、残額を当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象管理職への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前にE S O P信託が終了いたします。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、E S O P信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容 (予定)

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 |
| ② 信託の目的 | 対象管理職に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 対象管理職のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年7月27日(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年7月27日～2029年7月27日(予定)(注)
※当初信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行うことによりE S O P信託を継続する場合の信託期間は3年間とする予定 |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年4月(予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 取得株式の総額 | 5,634百万円(予定) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 市場より取得 |
| ⑭ 株式の取得時期 | 2026年8月(予定) |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上